

平成30年6月20日

佐賀市との連携協定に基づく創業支援の取組みについて

佐賀銀行（頭取 坂井 秀明）は、平成28年6月に締結した佐賀市との「まち・ひと・しごと創生に関する連携協定」に基づく取組みとして、佐賀市産業支援相談室との連携強化を図り、創業希望者の事業計画作成等を協働で支援しますので、お知らせいたします。

また、佐賀市は、市内で事業を開始される事業者の創業における負担軽減と経営の安定化を図るため、「佐賀市創業資金利子助成補助金」の取扱開始を予定されております。この補助金は、当行がご用意する「創業支援資金」と組合せてご利用いただけます。

今後は、佐賀市との取組みを先行モデルとして、当行の営業エリアである佐賀・福岡・長崎県内の各自治体に対しても創業支援の取組みの連携を提案していくことで、地域経済・産業の活性化に繋げてまいります。

記

1. 佐賀市産業支援相談室の概要

場 所	アイ・スクエアビル5階（佐賀市駅前中央1-8-32）
お問合せ先	「佐賀市産業支援相談室」 TEL 0952-40-7079 （受付時間）月～金曜日 9:00～17:00 FAX 0952-37-8855 第2・4水曜日 18:00～21:00
対 象 者	起業や新事業の計画、あるいは経営上の課題を持つすべての個人、団体、企業
ご相談内容	①経営や起業に関する相談 ②公的支援制度・機関の活用方法について ③技術に関することや異分野との連携について ④農商工連携、地域資源の活用、知的財産の活用など

2. 佐賀市創業資金利子助成補助金の概要

対 象 者	次の各号に全て該当する方 ①中小企業基本法 第2条 第1項に規定する会社又は個人であること ②創業に関する融資を受ける方 ③市内に住所又は主たる事業所を有していること ④納付期限が到来した市税を完納していること ⑤佐賀市産業支援相談室で事業計画を策定又は佐賀市特定支援事業を受講した方
補助金対象資金	対象者が創業のために金融機関から借入れた無担保・無保証の資金
交付対象期間	創業資金に係る利子の償還を開始した月から2年間
補 助 金 額	50万円を上限に利子の償還を開始した月から2年間に支払った償還利子全額に相当する額

以上

本件に関するお問合せ

営業支援部（田中）

TEL 0952 (25) 4565

このまちで、あなたと



佐賀銀行